

クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧

令和6年12月

都道府県名	認証名	管理団体	備考
栃木県	栃木県産出材証明制度	栃木県木材業協同組合連合会、栃木県森林組合連合会	
埼玉県	さいたま県産木材認証制度	さいたま県産木材認証センター	さいたま県産木材認証制度実施要綱第4条に基づく「伐採における合法性が証明されている県産材」に限る
千葉県	ちばの木認証制度	ちばの木認証センター	
東京都	東京の木多摩産材認証制度	東京の木多摩産材認証協議会	
山梨県	山梨県産材認証制度	山梨県産材認証センター	山梨県産材認証センター事業実施要綱第4条に基づく「伐採における合法性が証明されている県産材」に限る
岐阜県	岐阜県証明材推進制度	岐阜県	
愛知県	愛知県産材認証制度	愛知県産材認証機構	
愛知県	豊田加茂地域木材認証制度	豊田加茂地域木材認証協議会	県内豊田市、みよし市から産出される木材のみの認証制度
滋賀県	びわ湖材産地証明制度	県産木材活用推進協議会	
京都府	京都府産木材認証制度	京都府	
奈良県	奈良県産材証明制度、奈良県地域認証材制度	奈良県地域材認証センター	
鳥取県	「鳥取県産材」産地証明制度	鳥取県産材活用協議会	原木市場に出荷せず、素材生産販売事業者が鳥取県産材販売管理票を発行する場合のみ
徳島県	徳島県木材認証制度	徳島県木材認証機構	
徳島県	神山町産材認証制度	神山町産材認証機構	県内神山町から産出される木材のみの認証制度
香川県	香川県産木材認証制度	香川県産木材認証制度運営協議会	

※「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）」に規定された内容の範囲において有効です（上記一覧の認証制度内でも、伐採造林届出書や当該政令第一条第一項第一号～十一号における情報を参照して合法性の確認を行っていないものは対象外）。

※ 伐採届や特定間伐等促進計画等に対して地方公共団体が発行する適合通知書等も当該政令第一条第一項第十二号に包含されています。